

ハラスメント防止に関する規程

規程第 1-11 号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人先端教育機構（以下「本法人」という。）及び法人が設置する大学等において、学生及び教職員等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、修学、就労及び教育・研究（以下「修学・就労」という。）を健全で快適な環境のもとに遂行できるよう、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合に適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント
他の者を不快にさせる性的な言動
- (2) アカデミック・ハラスメント
教員等の権威的又は優越的地位にある者が、その優位な立場又は権限を利用し、又は逸脱して、その指導を受ける者の研究意欲及び研究環境を著しく阻害する結果となる、教育上不適切な言動、指導又は取扱いをいう
- (3) パワー・ハラスメント
教職員等の職務上優越的地位にある者が、その地位及び職務上の権限を利用し、又は逸脱して、その部下、その指導を受ける者、又は同僚の意欲又は環境を著しく阻害することとなる不適切な言動、指導又は取扱いをいう
- (4) ハラスメントに起因する問題
ハラスメントにより学生及び教職員の修学・就労の環境が阻害されること並びにハラスメントに対する苦情の申し出、相談（以下「苦情相談」という。）及び抗議等の対応に起因して修業・就労上の不利益を受けること
- (5) 院生等
事業構想大学院大学学則及び社会情報大学院大学学則（以下「学則」という。）の適用を受ける全ての者
- (6) 教職員等
本法人の就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員及び人材派遣職員等大学内で就労する全ての者

(禁止及び啓発)

第3条 法人は、ハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、その防止に向け学生及び教職員等に啓発を行うものとする。

- 2 前項の啓発は、院生に対しては各大学院事務局（以下「事務局」という。）が、教職員等に対しては法人本部が行うものとする。

(相談窓口及び相談員)

第4条 法人は、ハラスメントに対する苦情相談に対応する相談窓口と相談員を定め、これを学内に周知するものとする。

- 2 相談窓口及び相談員は、次のとおりとする。

- (1) 学生の相談窓口は事務局。

- (2) 教職員等の相談窓口は法人本部。

- 3 相談員は、苦情相談を受けるにあたり、必要に応じて相談者との同性の教職員を指名して相談業務を補助させることができる。

(苦情相談への対応)

第5条 相談員は、苦情を受けた場合は問題の事実確認及び当事者に対する助言等により、当該事案を迅速かつ確実に解決するよう努めるとともに、原則として本人の同意を得て、具体的事項を速やかに理事長及び学長に報告しなければならない。

- 2 当事者は、案件について虚偽の申告又は証言をしてはならない。

(調査委員会)

第6条 理事長は、前項の報告を受けて当該事案の内容を勘案して必要と認めた場合は、常務理事を委員長とする調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して事実確認及び救済等の必要な措置をとるものとする。

- 2 委員会の構成は、理事長又は学長が当該事案の内容を勘案して定め、教職委員から任命するものとする。
- 3 委員長は、委員会を招集して、その議長になる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議事を審議することができない。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 委員会は、必要と認めた場合は理事長又は学長の承認を得て、委員以外の教職員の協力を求めることができる。
- 7 委員会は、必要があると認めた場合は、当該事案の当事者及び調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴くことができる。
- 8 委員会は、当該事案に係る事実確認の結果及び事案の概要並びに救済等の処理方針案を

理事長又は学長に報告するものとする。

9 委員会は、前項の報告をもって解散するものとする。

10 委員会の事務は、理事長が設置した委員会については法人本部が、学長が設置した委員会については事務局が行う。

(プライバシー保護)

第7条 相談員（補助の教職員を含む）及び委員会委員（協力の教職員を含む）は、苦情相談、委員会の調査活動等により知り得た秘密を正当な理由なく他に漏洩し、又は私的な目的に利用してはならない。なお、退任後も守秘義務を負うものとする。

(セクシュアル・ハラスメント行為に対する措置)

第8条 理事長又は学長は、委員会の報告により修学・就労の環境改善及び救済等の措置を講ずる必要があると認めた場合は、遅滞なく所要の措置を講ずるものとする。

2 理事長又は学長は、セクシュアル・ハラスメントの行為者に対して懲戒処分が必要であると認めた場合は、本人の弁明を聴いて就業規則又は学則に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行について必要な事項は理事長が定める。

(事務)

第10条 この規定に関する事務は、法人本部及び各大学事務局が担当する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の議を経て行う。

(罰則)

第12条 本細則にしたがわない場合は、学則第46条の罰則規定を適用する。

附 則

この規定は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和2）年11月1日から施行する。